

スマホを購入する前に・・・

■3月は、携帯電話・スマートフォンを購入する人が多い季節です。子どもと一緒に販売店に向かう前に、御一読ください。

(1) 「青少年ネット環境整備法」「出会い系サイト規制法」「青少年愛護条例」について

それぞれの法律・条例で、保護者には「フィルタリング等を利用して、適切な対応をする。」旨が記されています。

(2) 「ネット被害から子どもを守るためには3種類のフィルタリングが必要」です。

①**携帯電話回線フィルタリング**：携帯電話回線でアクセスする際に有害サイトをブロック

②**無線LAN回線フィルタリング**：Wi-Fi等を利用する際に有害サイトの閲覧をブロック

③**アプリ用フィルタリング**：スマホ本体に設定。有害アプリのダウンロードをブロック

(3) 「フィルタリングサービスの名称とアプリアイコン統一」について

電気通信事業者協会と携帯電話事業者各社では、フィルタリングサービスのわかりやすさ向上とより一層の普及を図るために、今まで異なっていたフィルタリングサービスの名称を統一することになりました。

【変更後】

キャリア	Android			iOS		
	web	無線LAN	アプリ	web	無線LAN	アプリ
docomo au SoftBank	 あんしんフィルター for (キャリア名、ブランド名) (例：あんしんフィルター for docomo)					iOS 機能制限

(4) 「あんしんショップ認定制度」

全国携帯電話販売代理店協会では、業界をあげた自主的取り組みとして「あんしんショップ認定制度」を実施しています。

認定したショップでは、「フィルタリングの徹底等、青少年の健全なインターネット環境整備に寄与すること。」などの宣誓をしているとのこと。

